

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月18日

喜多方市教育委員会

喜多方市教育委員会教育長

喜多方市教育委員会規則第3号

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年喜多方市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物以外の工作物)

第2条 条例第2条第3号に規定する建築物以外の工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 門、塀その他これらに類する工作物
- (2) 石畳、石灯ろう、石碑その他これらに類する工作物
- (3) 屋敷神、鳥居その他これらに類する工作物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、喜多方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める工作物

(許可の申請)

第3条 条例第4条第1項に規定する行為（以下「現状変更行為」という。）の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、現状変更行為許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に添付を要しないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 設計図及び設計仕様書
- (4) 現状写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(許可の決定等)

第4条 教育委員会は、前条の許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、許可の可否を決定しなければならない。この場合において、教育委員会は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により許可の決定をしたときは、現状変更行為許可決定通知書（様式第2号。以下「許可決定通知書」という。）により、不許可の決定をしたときは現状変更行為不許可決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により許可の決定をしたときは、現状変更行為許可証（様式第4号。以下「許可証」という。）を申請者に交付するものとする。

4 第1項及び第2項の規定により現状変更行為の許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、許可に係る行為の着手の日から完了の日まで、当該行為を行う土地の区画内の見やすい場所に許可証を掲示しなければならない。

（変更の承認申請）

第5条 行為者は、許可決定通知書に記載された事項を変更しようとするときは、現状変更行為変更承認申請書（様式第5号。以下「変更承認申請書」という。）に第3条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付して、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前条の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認を決定しなければならない。この場合において、変更の承認を決定するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により当該変更の承認を決定したときは、現状変更行為変更承認通知書（様式第6号）により、不承認の決定をしたときは現状変更行為変更不承認申請書（様式第7号）により行為者に通知するものとする。

4 教育委員会は、前2項の規定により変更の承認を決定した場合において、必要があると認めるときは、改めて許可証を行為者に交付するものとする。

5 許可証の掲示については、前条第4項の規定を準用する。

（完了等の届出）

第6条 行為者は、許可に係る行為が完了し、又は中止したときは、速やかに現状変更行為完了（中止）届出書（様式第8号。以下「完了等届出書」という。）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 許可に係る行為を完了し、又は中止した後の写真

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の完了等届出書が提出された場合は、速やかに検査しなければならない。

3 教育委員会は、前項の検査の結果、許可内容に適合していることを認めるときは、検査済証（様式第9号）を行為者に交付し、許可内容と異なる行為が確認されたときは、是正指導書（様式第10号）により行為者に対して是正措置を指導するものとする。

（国の機関等の協議の手続）

第7条 条例第6条の規定により協議をしようとする国の機関等（同条に規定する国の機関等をいう。）は、現状変更行為協議申出書（様式第11号）に第3条各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。既に協議された行為を変更しようとするときも、同様とする。

（条例第7条の教育委員会規則で定める行為）

第8条 条例第7条の教育委員会規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業の施行として行う行為

(2) 都市計画法による国、福島県若しくは喜多方市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為

(3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(4) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為

(5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為

(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

(7) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為

(8) 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為

(9) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）又は農林水

産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する林地荒廃防止災害復旧事業

- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2項から4項に定める道路(第48条の2に定める自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡張、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)若しくは同法第48条の2による自動車専用道路の維持、修繕に係る行為
- (12) 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。))とを連絡する施設の増設を除く。)又は管理に係る行為
- (13) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (14) 信号機等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (15) 気象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (16) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は福島県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (17) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (18) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為
- (19) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
- (20) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (21) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業に供す

る鉄道の敷設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為及び同条第5項に規定する索道事業の用に供する索道の建設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

(22) 郵便差出箱並びに総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置又は管理に係る行為

(23) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(24) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(25) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(26) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(27) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(28) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

（通知の手続）

第9条 条例第7条の規定により通知をしようとする者は、現状変更行為通知書（様式第12号）に第3条各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。既に通知された行為を変更しようとするときも、同様とする。

（許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、条例第8条第1項の規定により処分又は必要な処置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るとともに、現状変更行為許可取消通知書（様式第13号）により行為者に通知するものとする。

（所有者の変更の届出）

第11条 条例第10条に規定する所有者が変更したときの届出書は、伝統的建造物（環境物件）所有者変更届（様式第14号）に所有者が変更した事実を証明する書

類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(滅失、毀損等の届出)

第12条 条例第11条に規定する伝統的建造物等の滅失、毀損等に係る届出書は、
伝統的建造物（環境物件）滅失（毀損・亡失・盗難）届（様式第15号）に次に掲
げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(1)滅失等の状況を示す写真

(2)前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会)

第13条 条例第12条第1項に規定する喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議
会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選に
より定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、そ
の職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期終了に伴い新たに組織
された審議会の最初に開催される会議は、教育委員会が招集するものとする。

5 会長は、審議会の会議の議長となる。

6 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求
め、その意見を述べさせ、又は説明させることができる。

8 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決
するところによる。

9 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた
後も、同様とする。

10 審議会の庶務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会
に諮って定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(審議会の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第11条第4項本文の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。